

平成22年度 災害時協力会社の公募について

〈大規模災害発生時の組織的な支援活動の迅速な確立のため〉
(ポンプ、堰・水門、樋門・樋管等の機械設備及び災害対策用機械の運搬)

～ 災害時の応急対策工事等 ～

災害時において、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設業者の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

当事務所では、災害時にポンプ、堰・水門、樋門・樋管等の機械設備における機能維持及び災害対策用機械の運搬について建設業者の協力を得るため、一定の参加資格を有する会社を公募し、平成22年度の協定の締結をすることとしました。

応募の期限は平成22年3月12日です。技術資料等説明書は、遠賀川河川事務所 管理課で交付いたします。



遠賀川河川事務所は皆様からのご意見、ご質問等をお待ちしております！

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
TEL: 0949-22-1830
FAX: 0949-22-2859
メールアドレス: onga@qsr.mlit.go.jp

このトピックスに関する問合せ先

遠賀川河川事務所 管理課

シノハラ・フクシマ

篠原 福島

電話番号: 0949-22-1830(代)

公 告

（遠賀川河川事務所管内における小型水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定）

次のとおり、公告する。

平成 22 年 2 月 26 日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 近藤 修

1. 基本協定の概要等

（1） 基本協定の内容

遠賀川河川事務所直轄管理区間において小型水門設備に関わる災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、災害の応急対策に関しこれに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

（本協定の範囲は、添付する対象小型水門設備の機械設備とする。）

（2） 基本協定期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

（3） 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者 2 社程度を決定する評価方式である。

（4） 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生のなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

（1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）

第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（2） 九州地方整備局管内に本店又は支店営業所等が所在すること。

（3） 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 21・22 年度の機械設備

公 告

(遠賀川河川事務所管内における災害対策車運搬等に関する基本協定の締結)
次のとおり公告します。

平成 22 年 2 月 26 日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 近藤 修

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 基本協定の内容

- 遠賀川河川事務所長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、必要と認めるときは、災害状況に応じて応急対策業務を要請することができるものとする。
2. 前項の要請があったときは、特別な理由がない限り遠賀川河川事務所長の指示により応急対策業務を実施するものとする。
3. 遠賀川河川事務所長は、国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
4. これらの業務を適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて的確な情報収集に努めるものとする。

(3) 基本協定期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(4) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者 2 社程度を決定する評価方式である。

(5) 災害対策車の運搬方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に運搬等を実施する場合は、速やかに運搬等請負契約を締結する。運搬の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の運搬等を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において法定外労働災害補償制度(元請・下請を問わず補償できる保険であること)に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時加入する方式、または直前 1

年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 福岡県内に、本店又は支店営業所等が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を受ける予定であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
- ① 手続開始の決定を受けていること。
 - ② 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
 - ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
 - イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
 - ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加者
- の資格に関する公示（平成22年1月8日）による。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 基本協定区間内で、平成16年4月以降に国、公団又は県市町村発注の機械設備工事の工事実績または、機械設備の点検業務や修繕の契約実績があること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した機械設備工事のうち平成16年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績 評価表の評価点の平均が65点以上であること。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に、大型自動車の運転免許所有者が、2名以上、玉掛け・小形移動式クレーン運転技能所有者を1名以上、その他作業に従事できるものを2名以上確保できること。なお、大型運転免許所有者と玉掛け・小形移動式クレーン運転技能所有者は、同一でかまわない。
- (9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。
- (10) 「災害時の車両等運搬における注意点と対応方法」について簡易な施工計画を提出

すること。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 篠原 昌秀 (内線331)
専門職 福島 秀明 (内線490)
電話0949-22-1830 (代)
FAX 0949-23-3478

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成22年2月26日（金）から平成21年3月12日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成22年2月26日（金）から平成21年3月12日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書による。」

- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。

公 告

（遠賀川河川事務所管内における排水ポンプ設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結）

次のとおり公告します・

平成 22 年 2 月 26 日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 近藤 修

1. 基本協定の概要等

（1） 基本協定の目的

遠賀川河川事務所直轄管理区間において排水ポンプ設備に関わる災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、災害の応急対策に関しこれに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

（本協定の範囲は、添付する対象排水ポンプ設備の機械設備とする。）

（2） 基本協定期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

（3） 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者 2 社程度を決定する評価方式である。

（4） 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としなが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

（1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（2） 九州地方整備局管内に本店又は支店営業所等が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を受ける予定であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

① 手続開始の決定を受けていること。

② 手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成22年1月8日）による。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。

(6) 基本協定区間内で、平成16年4月以降に国、公団又は県市町村発注の機械設備工事（排水ポンプ設備同等以上）の工事実績、または機械設備（排水ポンプ設備同等以上）の、点検業務や修繕の契約実績があること。

(7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した機械設備工事のうち平成16年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評価表の評定点の平均が65点以上であること。

(8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に2名以上の機械設備に関する実務経験者を確保できること。実務経験年数は、以下のとおりとする。

学歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	3年以上	5年以上
短大・高専卒業後	5年以上	8年以上
高校卒業後	10年以上	12年以上
その他	15年以上	

なお、ここでの指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

(9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。

(10) 「排水ポンプ設備について、考えられる災害（故障）の状況（項目）と、その対応方法」について簡易な施工計画を提出すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 篠原 昌秀（内線331）
専門職 福島 秀明（内線490）
電話0949-22-1830（代）
FAX 0949-23-3478

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 平成22年2月26日（金）から平成21年3月12日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内

③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 平成22年2月26日（金）から平成21年3月12日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所： 上記3.（1）に同じ。

③ 提出方法： 持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。）により提出する。

4. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書による。」

(2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。

公 告

（遠賀川河川事務所管内における堰・水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結）
次のとおり公告する。

平成 22 年 2 月 26 日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 近藤 修

1. 基本協定の概要等

（1） 基本協定の内容

遠賀川河川事務所直轄管理区間において堰・水門設備に関わる災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、災害の応急対策に関しこれに必要な組織及び建設機械、並びに 資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大 防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

（本協定の範囲は、添付する対象堰・水門設備の機械設備とする。）

（2） 基本協定期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

（3） 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者 2 社程度を決定する評価方式である。

（4） 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生のなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に参加する方式、または直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

（1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（2） 九州地方整備局管内に本店又は支店営業所等が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を受ける予定であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

① 手続開始の決定を受けていること。

② 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加

者

の資格に関する公示（平成22年1月8日）による。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。

(6) 基本協定区間内で、平成16年4月以降に国、公団又は県市町村発注の機械設備工事（堰・水門設備同等以上）の工事实績、または機械設備（堰・水門設備同等以上）の、点検業務や修繕の契約実績があること。

(7) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した機械設備工事のうち平成16年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評価表の評定点の平均が65点以上であること。

(8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に2名以上の機械設備に関する実務経験者を確保できること。実務経験年数は、以下のとおりとする。

学歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	3年以上	5年以上
短大・高専卒業後	5年以上	8年以上
高校卒業後	10年以上	12年以上
その他	15年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

(9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。

(10) 「堰・水門設備について、考えられる災害（故障）の状況（項目）と、その対応方法」について簡易な施工計画を提出すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 篠原 昌秀 (内線331)
専門職 福島 秀明 (内線490)
電話0949-22-1830 (代)
FAX 0949-23-3478

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 平成22年2月26日(金)から平成21年3月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内

③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 平成22年2月26日(金)から平成21年3月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所： 上記3.(1)に同じ。

③ 提出方法： 持参、又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。)により提出する。

4. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書による。」

(2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。

工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を受ける予定であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

① 手続開始の決定を受けていること。

② 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成22年1月8日）による。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。

(6) 基本協定区間内で、平成16年4月以降に国、公団又は県市町村発注の機械設備工事（小型水門設備同等以上で、電動開閉機あるいは油圧開閉機を備える）の工事実績、または機械設備（小型水門設備同等以上で、電動開閉機あるいは油圧開閉機を備える）の、点検業務や修繕の契約実績があること。

(7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した機械設備工事のうち平成16年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。

(8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に2名以上の機械設備に関する実務経験者を確保できること。実務経験年数は、以下のとおりとする。

学歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	3年以上	5年以上
短大・高専卒業後	5年以上	8年以上
高校卒業後	10年以上	12年以上
その他	15年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

(9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。

(10) 「小型水門設備について、考えられる災害（故障）の状況（項目）と、その対応方法」について簡易な施工計画を提出すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるも

のとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 篠原 昌秀 (内線331)
専門職 福島 秀明 (内線490)
電話0949-22-1830 (代)
FAX 0949-23-3478

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成22年2月26日(金)から平成21年3月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成22年2月26日(金)から平成21年3月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。)により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書による。」
- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。